

# 第25期宝塚市農業委員会

## 令和7年第2回議事録

(2025年)

(ホームページ用に個人情報等を黒塗りしております)

令和7年1月28日

(2025年)

宝塚市農業委員会

## 第25期 宝塚市農業委員会 令和7年第2回議事録

1. 日 時 令和7年(2025年)2月20日(木)14時00分～15時30分

2. 場 所 政策会議室

3. 農業委員定数 13人

4. 出席委員

1番船岡知恵美、2番福本充宏、3番阪上文代、4番小中和正、5番逢坂洋子、6番林五郎、7番阪上照一、8番古野弘之、9番平塚茂樹、10番金岡昭弘、11番西田勝、12番今里宏、13番田中宏明

5. 欠席委員

なし

6. 農地利用最適化推進委員定数 5人

7. 出席農地利用最適化推進委員

1番上田健、2番小畑健二、3番阪上秀一、4番二井久和、5番和田秀彰

8. 欠席農地利用最適化推進委員

なし

9. 事務局

事務局長 溝渕良樹 係長 木元富夫、飯田啓貴 事務職員 永井敬善、岡村美佑

10. 議 題

- |          |                                   |
|----------|-----------------------------------|
| 1 議案第59号 | 農用地利用集積計画決定の件                     |
| 2 議案第60号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件             |
| 3 議案第61号 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件             |
| 4 議案第62号 | 農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画策定に関する意見書の提出の件 |
| 1 報告第58号 | 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件            |
| 2 報告第59号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件            |
| 3 報告第60号 | 農地法第18条第1項第2号の規定による届出の件           |
| 4 報告第61号 | 使用貸借契約の合意解約による届出の件                |

- 5 報告第62号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の証明の件
- 6 報告第63号 相続税の納税猶予に関する引き続き認定都市農地貸付を行っている旨の証明の件

令和7年第1回宝塚市農業委員会 総会

日時：令和7年2月20日

開会 午後14時00分

○林会長 第25期の令和7年第2回総会、これより開催させていただきます。本日は欠席者なしでございます。第2回総会は成立しております。本日の議事録署名人は3番の阪上会長代理、また4番の小中委員のお二人をお願いしたいと思っております。それでは、総会を始めたいと思っております。事務局長から諸般の報告をお願いしたいと思っております。

(諸般の報告)

○林会長 ありがとうございます。報告は終わりました。何か御意見、御質問等ございますか特にないようですので、それでは議案等に移りたいと思っております。議案第59号 農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案書の1ページを御覧ください。着座で失礼いたします。議案第59号 農用地利用集積計画決定の件。宝塚市長から農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による農用地利用集積計画について意見を求められましたので、御審議願います。令和7年2月20日。宝塚市農業委員会会長林五郎。議案書2ページを御覧ください。2件ございます。1件目です。届出者貸主、(住所)、(氏名)さん。借主、(住所)、(氏名)さん。届出地、大原野字(地番)。地目、田。地積が1,981㎡のうち90㎡。始期が令和7年3月1日から令和17年2月28日。期間が10年間。利用権の種類は、使用貸借権。年間の賃借料は0円です。位置図につきましては、3ページを御覧ください。こちら3ページの1筆塗りつぶしておるんですけども、このうちの90㎡ということで、一部になります。よろしくお願ひいたします。続きまして、2件目です。(住所)、(氏名)さん。借主、(住所)、(氏名)さん。届出地が下佐曾利字(地番)及び(地番)。地目はともに田。地積が527㎡と446㎡です。始期が令和7年2月1日から令和17年1月31日の10年間。利用権の種類が、使用貸借権で、賃借料はゼロ円となっております。位置図につきましては、4ページを御覧ください。以上です。

○林会長 ありがとうございます。説明は終わりました。地区委員の御意見をお伺いしたいと思います。1件目、大原野の関係、福本委員。

○福本委員 さっきも報告はありましたように、1つの田んぼを複数の方に貸されておるので、ちょっと分りにくい部分もあったんですけど、近所に貸主の方も住まわれておるので大丈夫だと思います。問題ないと思っております。

○林会長 ありがとうございます。2件目、下佐曾利の関係、小中委員。

○小中委員 これも区画はきちっと区画もできてますし、土地の有効利用という観点から、借りたいということなので、そういう面では問題なし、いいことだと思っております。

○林会長 ありがとうございます。農業委員、推進委員で本件に対しまして、何か御意見、御質問等ございますか。特にないようですので、採決いたします。農用地利用集積計画決定の件について、決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 ありがとうございます。全員が賛成ですので、決定することといたします。次に議案第60号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 それでは、案書5ページを御覧ください。議案第60号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件。別紙のとおり、農地法第3条第1項の規定による許可申請がありましたので、御審議願います。議案書6ページを御覧ください。全部で5件ございます。

1件目です。譲受人、(住所)、(氏名)さん。譲渡人、(住所)、(氏名)さん。申請地が波豆字(地番)。地目が田。地積1,623㎡。譲受人につきまして、耕作面積がゼロ㎡。家族の人数が1名。調査書については別紙のとおりです。権利の種類は所有権です。位置図につきましては、14ページを御覧ください。9ページの調査書を御覧ください。議案第60号の1、譲受人、(氏名)さん。譲渡人、(氏名)さん。作成者、事務局岡村です 申請基準、第2項第1号全部効率利用につきまして、譲受人は酪農業を営んでおり、農作業経験30年であります。保有している農機具の能力、農作業に従事する状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。トラクター2台、マニアスプレッダー(堆肥散布機)を1台所有されていますので該当しません。続きまして、第2項第2号、農地所有適格法人以外の法人につきまして、譲受人は個人であるため適用はありません。続きまして第2項第3号、信託につきまして、信託ではないので適用はございません。続きまして第2項第4号、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。農業従事者は譲受人で年間従事日数300日のため、該当しません。続きまして第2項第5号、全体禁止につきまして、許可申請に係る農地は所有農地であり、転貸には当たりません。続きまして第2項第6号、地域調和につきまして、申請地は譲受人の居住地から近く、酪農業のため牧草を自家消費として生産予定であります。譲受人は、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、2月7日に事務局2名、農業委員会会長、農業委員4名、推進委員1名が申請者の立会いのもと、申請地並びにその周辺農地の利用状況を確認いたしました。該当しません。

続きまして、2件目に移ります。6ページを御覧ください。譲受人、(住所)、(氏名)さん。譲渡人、(住所)、(氏名)さん、申請地が境野字(地番)。地目、畑。地積155㎡、譲受人の耕作面積が1万1,339㎡。家族の人数がお二人。調査書につきましては、別紙のとおりです。権利の種類は、所有権となっております。

議案書の10ページを御覧ください。譲受人は(氏名)さん、譲渡人、(氏名)さん。作成者、事務局岡村です。審査基準、第2項第1号全部効率利用につきまして、譲受人は既に申

請農地以外で営農されており、農作業歴は50年であります。保有している農機具の能力、農作業に従事する状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。トラクター2台、コンバイン1台、田植機1台を所有されており該当しません。続きまして、第2項第2号、農地所有適格法人以外の法人につきまして、譲受人は個人であるため適用はありません。続きまして、第2項第3号、信託につきまして、信託ではないので適用はございません。続きまして、第2項第4号、農作業常時従事につきまして、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。農業従事者は、譲受人含め世帯2名で、それぞれ年間ともに150日となっております。続きまして第2項第5号転貸の禁止につきまして、許可申請に係る農地は所有農地であり、転貸には当たりません。続きまして第2項第6号地域調和につきまして、申請地は譲受人の所有農地の向かいにあり、粟を自家消費として生産予定であります。譲受人は本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、2月7日に、事務局2名、農業委員会会長、農業委員4名、推進委員1名が、譲受人立会いのもと、申請地並びにその周辺農地の利用状況等を確認しました。

続きまして3件目です。議案書7ページを御覧ください。申請人、(住所)、(氏名)さん。譲渡人、(住所)、(氏名)さん。申請地が山本野里(地番)。地目、田。地積、115㎡。譲受人の耕作面積が656㎡、家族の人数はお一人です。権利の種類は所有権です。調査書につきまして、議案書の11ページを御覧ください。譲受人、(氏名)さん。譲渡人、(氏名)さん。作成者事務局岡村です。

申請基準第二項第1号全部効率利用につきまして、譲受人は既に申請農地以外で営農をしており、農作業歴は50年であります。保有している農作業の農機具の能力、農作業に従事する状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。続きまして第2項第2号、農地所有適格法人以外の法人について、譲受人は個人であるため適用はありません。続きまして第2項第3号、信託につきましては、信託ではないので適用はありません。続きまして第2項第4号、農作業常時従事につきまして、譲受人は農作業を行う必要がある日数についての作業に従事すると見込まれます。農業従事者は譲受人、年間従事日数180日。続きまして第2項第5号、転貸禁止につきまして、許可申請に係る農地は所有農地であり、転貸には当たりません。続きまして第2項第6号、地域調和につきまして、申請地は譲受人の所有農地と隣接しており、野菜を自家消費として生産予定であります。譲受人は本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がない生じないものと考えられます。なお、2月7日、事務局2名、農業委員会会長、農業委員4名、推進委員1名が、譲受人の立会いのもと、申請地並びにその周辺農地の利用状況等を確認いたしました。

続きまして、議案書7ページを御覧ください。4件目です。申請人、譲受人(住所)、(氏名)さん。譲渡人、(住所)、(氏名)さん。申請地、安倉北(地番)他1筆。地目が田。地積が3つ合計で228㎡。譲受人につきまして、耕作面積はゼロ㎡。家族の人数はお一人です。権利の種類は、所有権です。その他といたしまして、申請地は安倉北(地番)が184㎡及び(地番)が田、44㎡となっております。それでは調査票につきまして、議案書の12ページを

御覧ください。譲受人、(氏名)さん。譲渡人、(氏名)さん。作成者事務局岡村です。審査基準、第2項第1号、全部効率利用につきまして、譲受人は新規就農者であります。農作業経験が20年あり、申請地については譲渡人の指導のもと耕作を行います。保有している農機具の能力、農作業に従事する状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。田植機等は譲り渡し人からリースの予定があります。続きまして第2項第2号、農地所有適格法人以外の法人につきまして、譲受人は個人であるため適用はありません。続きまして第2項第3号信託につきまして、信託ではないので適用はありません。続きまして、第2項第4号、農作業常時従事につきまして、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。農業従事者は譲受人で、年間従事日数は150日です。続いて、第2項第5号、転貸禁止につきまして、許可申請に係る農地は所有農地であり、転貸には当たりません。続いて第2項第6号、地域調和につきまして、申請地は米を自家消費として生産予定であります。譲受人は農薬を使用及び野焼きをせず、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はない生じないものと考えられます。なお、2月7日、事務局2名、農業委員会会長、農業委員4名、推進委員1名が、譲受人の立会いのもと、申請地並びにその周辺の農地の利用状況等を確認しております。

続きまして5件目です。議案書の8ページを御覧ください。申請人につきまして、譲受人(住所)、(氏名)さん。譲渡人(住所)、(氏名)さん。申請地が安倉北(地番)。地目が田。地積44㎡。耕作面積が2,234㎡。家族の人数はお一人です。権利の種類は、所有権です。調査書につきまして、議案書の13ページを御確認ください。譲受人、(氏名)さん。譲渡人が(氏名)さん。作成者事務局岡村です。審査基準、第2項第1号、全部効率利用につきまして、譲受人は既に申請農地以外で営農しており、農作業歴は50年であります。保有している農機具の能力、農作業に従事する状況から見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと思われま。トラクター1台を所有、田植機1台リースされています。該当はしません。続いて、第2項第2号、農地所有適格法人以外の法人について、譲受人は個人であるため適用はありません。続いて第2項第3号、信託について、信託ではありませんので適用はございません。続いて第2項第4号、農作業常時従事について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。農業従事者は譲受人。年間従事日数160日です、該当はしません。続いて第2項第5号、転貸の禁止について、許可申請に係る農地は所有農地であり、転貸には当たりません。続いて第2項第6号、地域調和につきましては、申請地は譲受人の所有地と隣接しており、一体的に米を自家消費として生産予定であります。譲受人は、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、2月7日、事務局2名、農業委員会会長、農業委員4名、推進委員1名が申請人の立会いのもと、申請地並びにその周辺農地の利用状況を確認いたしました。以上です。

○林会長 ありがとうございます。説明は終わりました。地区委員の御意見を伺いたいと思います。波豆字(地番)の関係で、船岡委員。

○船岡委員 特に問題はないと思います。

- 林会長 ありがとうございます。2件目、境野字（地番）、福本委員。
- 福本委員 婿養子さんで耕作されておるので、問題ないと思います。
- 林会長 ありがとうございます。3件目、山本野里（地番）の関係で阪上委員。
- 阪上委員 譲渡人が（氏名）さんの土地の部分なのですが、上の大きな畑も全て一緒にして、ちょうどこれが売却のめどが立ったということで、この黒塗りの部分がちょうど残った形になっております。道路もないことやし、この両側を挟むような形で、譲受人の（氏名）さんに譲りますというような話でした。特に問題ないと思います。
- 林会長 ありがとうございます。4件目、5件目、安倉北（地番）の関係で、田中委員。
- 田中委員 特に問題はないと思います。
- 林会長 ありがとうございます。5件の関係ですが、農業委員推進委員で、これに対して何か御意見、御質問等ございますか。
- 上田推進委員 ちょっと確認ですけれども、4件目の安倉北（地番）の調査書の中で、第2項第1号のところ、保有している農機具の能力というのが書いてありますが、田植機等は譲渡人からリース予定というふうに書かれていて、現状はお持ちではないのかというふうにお見受けするのですが、そうすると、実際保有されている農機具等の状況からみて、ちょっと合致しなかなというふうに思います。ですから、そういうリース予定という部分を含めて、利用可能であるというふうな文面にされた方がいいのかなというふうには思います。
- 事務局 はい、かしこまりました。ありがとうございます。
- 林会長 事務局も了解したということですので。ほかに何か御意見、御質問はございますか。特にないようですので、採決いたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について、許可することに賛成の農業委員は挙手を願います。

（挙手）

- 林会長 ありがとうございます。全員が賛成ですので許可することといたします。次に、議案第61号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願いの件を、議題といたします。事務局説明願います。
- 事務局 それでは、議案書18ページを御覧ください。議案第61号 生産緑地かかる農業の主たる従事者証明願いの件。別紙のとおり、生産緑地法第10条の規定による「農業の主たる従事者」の証明願いがありましたので、御審議願います。議案書19ページを御覧ください。1件目です。申請者、（住所）、（氏名）さん。申請地が山本西（地番）他2筆です。地目が田。地積が3筆合計で、1,161㎡です。耕作者が（氏名）さん、証明する従事者が（氏名）さんです。申請理由は（個人情報）です。その他につきまして、住民票の添付、除籍謄本の添付、登記事項証明の添付、所有者3名につきまして、（住所）、（氏名）さん、持分3分の1。もう一方、（住所）、（氏名）さん、持分3分の1。（住所）、（氏名）さん、持分3分の1。申請地、山本西（地番）、田、161㎡。（地番）、田、515㎡。（地番）、田、485㎡です。位置図につきましては、21ページを御覧ください。続きまして2件目です。議案書の20ページを御覧ください。申請者、（住所）、（氏名）さん。申請地、口谷東（地番）。地目、畑。地積、139㎡。耕作者、（氏名）さん。証明する従事者、（氏名）さん。申請理由、（個人情報）です。本人の申立書、農会長・農業委員の証明書の添付。1月27日に、

本人と事務局で面談をさせていただいております。位置図については、22ページを御確認ください。以上です。

○林会長 ありがとうございます。説明は終わりました。地区委員の御意見を伺いたいと思います。1件目、山本西（地番）の関係、金岡委員。

○金岡委員 特に問題はないと思います。ちょっとこれ奥まったところなんで、車はちょっとまともに通れないところなんで、問題はないと思います。

○林会長 ありがとうございます。2件目、口谷東（地番）の関係、阪上照一委員。

○阪上照一委員（個人情報）で申請されております。特に問題ないと思います。

○林会長 ありがとうございます。農業委員、推進委員で、本件に対しまして、何か御意見、御質問ございますか。特にないようですので、採決いたします。生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願いの件について、証明することに賛成の農業委員は挙手願います。

（挙手）

○林会長 ありがとうございます。全員が賛成ですので、証明することといたします。次に、議案第62号 農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画策定に関する意見書の提出の件を、議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第62号 農業経営基盤強化促進法に基づき地域計画策定に関する意見書の提出の件。別紙のとおり、宝塚市長から農業経営基盤強化促進法19条第6項の規定により、地域計画策定について、意見を求められましたので、御審議願います。令和7年2月20日、宝塚市農業委員会会長、林五郎。まず説明に先立ちまして、西谷地区選出の委員の皆様、あと西谷地区担当の推進委員の皆様におかれましては、地域計画、意見の地域の取りまとめに当たりまして御尽力賜りまして、改めてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

おかげをもちまして、西谷地区全10集落そろって地域計画の案の方が、別紙のとおり取りまとめましたので、本日農業委員会の御意見をお伺いしたいということでございます。地域計画なんですけど、今回議案にありますとおり、ちょっと別冊で、上佐曾利から最終切畑までの10集落分、全文ではなくて概略版となっております。個人情報に当たるような部分を少し割愛させていただいた内容となっておりますが、ほぼほぼそれ以外の部分については、原文どおり添付させていただいております。こちらですけども、この後、3月1日から2週間の縦覧期間というのが必要となって、3月31日には公告、最終的な決定として発表させていただくことになっておりますが、その前に今回議案に上げさせていただいておりますとおり、地域計画を定めるときは、農業委員会、その他なんですけど農地中間管理機構、兵庫県の場合は兵庫農林機構に当たります。それから農業協同組合、JA兵庫六甲山。土地改良区、これは玉瀬地区だけが対象となると思うんですが、意見を聞かなければならないという規定になっております。もちろん今この場で、10集落の計画を見ていただいて、何か意見を言うのは難しいかと思いますが、一応3月1日から縦覧期間の前に、もし御意見等ございましたら、事務局までと考えております。以上です。

○林会長 ありがとうございます。本件に対しまして、農業委員、推進委員で何か御意見ございますか。特に、今すぐに意見はなかなか出ないと思います。西谷地域の方には、2月26日に、これに対する、いわゆる今度こういう恩恵もあるけど、こういう縛りもありますけどか

というような話の説明会等々があろうと思います。それまでに、これを見ながら、よその集落はこうかいなとか、ああかいなというようなことも、勉強していただきたいと思います。また市街地の方につきましては、西谷地域こういう形で縛りをかけながら、農地を保全していこうと思ってる。けどこの部分については、どういうふうな形で動かすのかなとか、耕作するのかなというような疑義がありましたら、また御意見いただければいいと思います。今すぐに御意見を出すことはなかなか難しいと思いますので、何か意見のある委員は、今月中に農業委員会の事務局に御連絡いただきたいと思います。いただいた意見は事務局、事務局長等を踏まえながら、私も入り、農の魅力創造課に報告いただきたいと思います。このようなことでよろしいでしょうか。それじゃそういうような形で利用したいと思います。続いて、報告事項に移りたいと思います。報告第58号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案書24ページを御覧ください。報告第58号 農地法第4条第1項第7号の規定による届け出の件。別紙のとおり、農地法第4条第1項第7号の規定による届があったもののうち、専決処分したものについて報告します。議案書24ページを御覧ください。1件目です。届出者が(住所)、(氏名)さん。届出地が野上(地番)。地目が田。地籍、170㎡。耕作者は(氏名)さんです。転用目的が住宅用地。造成期間が令和7年4月1日から61日間。建設期間が令和7年6月1日から183日間。施設の概要として、構造は木造2階建1棟。面積が98.53㎡となっております。その他といたしましては、水利組合同意書添付あります。隣接農地はないため、同意書は添付ありません。全部事項証明書を添付されております。地図につきましては、27ページを御覧ください。

2件目です。届出者は(住所)、(氏名)さん。届出地が中筋(地番)。地目が田。地籍が77㎡。耕作者が(氏名)さんです。転用目的が住宅用地、道路。造成期間が令和7年1月6日から53日間。建設期間が令和7年3月28日から218日間です。施設の概要といたしまして、重量鉄骨3階建1棟12戸。面積が869.89㎡となっております。その他といたしまして、水利組合同意書添付あります。隣接農地は自己所有のため、同意書は添付ありません。全部事項証明書も添付されております。位置図につきましては、29ページを御参照ください。続きまして、議案書26ページを御覧ください。3件目です。届出者が(住所)、(氏名)さん。届出地が中筋(地番)、地目が田。地籍が1,261㎡。耕作者が(氏名)さんです。転用目的が住宅用地。造成期間が令和7年3月28日から126日間。建設期間が令和7年8月1日から193日間です。施設の概要といたしまして構造が木造2階建10棟。面積が1,040.82㎡となっております。その他といたしまして、水利組合の同意書の添付、隣接農地の同意書の添付、全部事項証明書の添付がありました。地図につきましては、31ページを御覧ください。

以上です。

○林会長 ありがとうございます。説明は終わりました。地区委員の御意見を伺いたいと思います。1件目の野上(地番)の関係、平塚委員。

○平塚委員 現地調査いたしまして、両サイド既に住宅が建っておりまして、両サイドに限らず、その一画全て住宅が建っている中で、最後に残った用地なので、問題ないと思います。

○林会長 ありがとうございます。2件目、3件目、中筋（地番）、また中筋（地番）の関係、今里委員。

○今里委員 2件目の（氏名）さんの農地の件ですけれども、集合住宅を建てられるそうでもあります、建てる所自体は、もう既に今まで資材置き場で貸してはったところで、それで開発協議の中で、水道を引っ張ってくるところが、前面の道路にあるものやと思ったら水道がなかったもんで、裏側に戸建住宅が並んでるんですが、その裏側の住宅のほうから水道を引っ張るという予定で、ここの77㎡、農地転用をして、そこを水道を通すつもりで開発計画をされたんですけれども。その裏の住宅の道路を所有してるのが不動産屋が持ってはって、自分ところから引っ張るのをちょっと拒否されたような感じになりまして、結局前面道路、自分ところで水道を引っ張ってくるということになりまして、この77㎡自体は、今回の建築自体にはもう必要がないんですけども、開発協議でもう届出を出してしまっているから、農地転用を一緒にするというので、別にその問題自体は何もないんですけれども。それから、3件目ですけれども。ここは区画整理された中の農地で、ここは戸建住宅ずっと建てられると思うのです。三方道路で、1カ所隣接農地ありますけれども、そこは同意書はもらってまして、水利組合も同意しております。だからこれも問題ないと思います。以上です。

○林会長 ありがとうございます。農業委員、推進委員で、3件の関係、何か御意見、御質問ございますか。

○林会長 特にないようですので、次に報告第59号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件を報告いたします。事務局報告願います。

○事務局 議案書33ページを御覧ください。報告第59号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第5条第1項第6号の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて報告します。議案書34ページを御覧ください。1件目です。届出者、譲受人、（住所）、（氏名）。譲渡人、（住所）、（氏名）さん。届出地が旭町（地番）。地目、田。地籍が679㎡。耕作者が（氏名）さんです。転用目的が露天駐車場、造成期間が令和7年3月1日から90日間です。施設の概要といたしまして、コンクリートブロック擁壁と24台の予定となっております。面積が679㎡。権利の種類が所有権となっております。その他といたしまして、水利組合同意書の添付がありました。隣接農地はないため、同意書は添付がありません。位置図につきましては、35ページを御覧ください。続きまして、2件目に移ります。届出者、譲受人が（住所）、（氏名）さん。譲渡人が（住所）、（氏名）さん。届出地の所在が山本野里（地番）他2筆。地目が畑。地積が177㎡、合計です。耕作者が（氏名）さんです。転用目的が露天駐車場、造成期間が令和7年5月1日から30日間となっております。施設の概要といたしまして、構造は碎石敷き・14台。面積が177㎡となっております。権利の種類は所有権です。その他といたしまして、水利組合同意書の添付と、隣接農地同意書の添付がありました。申請地といたしましては、山本野里（地番）・畑・22㎡。（地番）・畑・45㎡。（地番）・畑・110㎡です。位置図は、37ページとなっております。以上です。

○林会長 ありがとうございます。地区委員の御意見を伺いたいと思います。1件目、旭町（地番）の関係、古野委員。

○古野委員 現地調査に行っていました。周囲は宅地化、もしくは、特に左隣は関西電力変電設備、特段の問題はないと思います。

○林会長 ありがとうございます。2件目、山本野里（地番）の関係、阪上照一委員。

○阪上照一委員 隣接農地も同意いただいておりますし、水利組合も同意書を添付されておりまして、現場も全然問題ないと思います。

○林会長 ありがとうございます。農業委員、推進委員で、何か御意見、御質問ございますか。特にないようですので、次に移ります。報告第60号 農地法第18条第6項の規定による届出の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案書の39ページを御覧ください。報告第60号 農地法第18条第6項の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第18条第6項の規定による通知がありましたので、報告いたします。では、40ページを御覧ください。全部で3件ございます。

1件目、届出人のうち貸人が（住所）、（氏名）さん。借受人が（住所）、（氏名）さんです。届出地は安倉北（地番）。地目は田。地積は184㎡。合意解約が成立した日が、令和7年1月31日。土地の引渡日が令和7年の3月31日、離作補償等の条件はなし。その他といたしまして、本件は残存小作権の解除になります。位置図につきましては、42ページのうち（地番）、一番上の農地を御覧ください。こちらが議案の第60号の箇所。4件目で、先ほど許可をいただきました、農地法3条と同じ農地になります。今回残存小作権が残っていて、農地法3条の許可申請をするために、小作権の解約から同じタイミングで進まれたという内容になっております。1件目が、以上です。2件目なんですけれども、引き続き、賃貸人が同じく（住所）、（氏名）さん。借受人が（住所）、（氏名）さんです。届出地が安倉北（地番）他1筆です。地目は田。地積は88㎡です。合意が成立した日が令和7年1月29日。土地の引渡日が令和7年3月31日、離作補償等はなし。その他といたしまして、残存小作権の解除です。届出地の2筆が安倉北（地番）、田、44㎡。（地番）が44㎡です。位置図につきましては、同じく42ページの下の2筆を御覧ください。こちらに関しましても、同じく農地法3条の許可申請の際に、小作が残っていたため、そちらの解約をしてからの農地法3条の許可申請という形になりました。

では、3件目です。届出者の内、賃貸人が（住所）、（氏名）さん。賃借人が（住所）、（氏名）さんです。届出地は大原野字（地番）、田、317㎡と、（地番）、田、188㎡。（地番）、田、6.61㎡の合計3筆です。合計面積が511.61㎡です。合意解約が成立した日が、令和6年12月25日。土地の引渡時期が令和6年12月31日です。離作補償等の条件はなし。位置図につきましては、43ページを御覧ください。こちらも農地法3条の使用貸借権の解除になります。以上です。

○林会長 ありがとうございます。説明は終わりました。地区委員の御意見を伺いたいと思います。1件目、2件目の関係、安倉北（地番）、田中委員。

○田中委員 特に問題はないと思います。

○林会長 3件目の関係、大原野字（地番）の関係の船岡委員。

○船岡委員 特に問題はないと思います。

○林会長 3件の関係ですが、農業委員、推進委員で、何か御意見、御質問ございますか。特

にないようですので、次に移ります。報告第61号 農用地利用集積計画の変更の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案書の44ページなんですけれども、本日お配りしている正誤表のほうが誤りがございましたので、報告いたします。議案書の44ページ自体に誤りはないんですが、議案書の最初の日程表のところで、報告第61号 使用貸借契約の合意解約による届出の件と、記載させていただいておったんですが、正しくは、議案書の中の44ページが正しく、農用地利用集積計画変更の件が正しい記載となります。申し訳ございません、こちらに訂正をさせていただきます。では、44ページに進ませていただきます。報告第61号 農用地利用集積計画変更の件。別紙のとおり、宝塚市長から利用権の解除申出書が提出された旨の通知がありましたので、報告いたします。では、45ページを御覧ください。1件ございます。届出者のうち、貸人が(住所)、(氏名)さん。借受人が(住所)、(氏名)さんです。届出地が、大原野字(地番)。地目が田。地積が1,981㎡のうち90㎡。始期が当初の予定では令和5年3月1日から令和10年2月28日までの契約でした。存続期間が5年間の予定で、利用権の種類としては使用貸借権でした。合意解約が成立した日は、令和6年12月26日。解約をした日も同じく令和6年12月26日。

その他といたしまして、解約理由、次の借主が現れたためとありますが、これも本日の議案第59号で、農用地利用集積計画で諮らせていただいた1件目の案件で出てきた農地が、まだ別に契約があったため、そちらの解約とまた別の方との貸借が同時に出てきた形となります。

位置図につきましては、46ページを御覧ください。以上です。

○林会長 ありがとうございます。説明は終わりました、地区委員の御意見をお伺いしたいと思います。大原野字(地番)の関係、福本委員。

○福本委員 問題ないと思います。

○林会長 農業委員、推進委員で、何か御意見、御質問ございますか。特にないようですので、次に移ります。報告第62号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件を、報告いたします。事務局説明願います。

○事務局 議案書の47ページを御覧ください。報告第62号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件。別紙のとおり、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることを証明したので、報告します。では、48ページを御覧ください。全部で6件ございます。

では1件目から参ります。申請人は(住所)、(氏名)さん。農業経営期間は令和6年2月10日から令和7年1月10日、耕作面積は1,801.48です。納税猶予地は小林(地番)他3筆で、(地番)・田・56㎡と、(地番)・田・544㎡のうち506.48㎡。(地番)・田・599㎡の合計4筆、合計面積は1,801.48㎡です。証明年月日は令和7年1月10日です。位置図につきましては、51ページを御覧ください。では、2件目に参ります。

2件目申請人が、(住所)、(氏名)さん。証明する農業経営期間は令和3年12月10日から令和7年1月15日までです。耕作面積は538㎡です。納税猶予地は口谷西(地番)の1筆で、面積は538㎡です。証明年月日は令和7年1月15日です。位置図につきましては、52ページを御覧ください。では3件目です。申請人は(住所)、(氏名)さん。農業経営期間は

令和4年1月18日から令和7年1月15日までです。耕作面積は1,003㎡で、納税猶予地は安倉北(地番)と(地番)で、2筆合計で面積が650㎡です。証明年月日は令和7年1月15日です。位置図につきましては、53ページを御覧ください。53ページの右2筆です。4件目です。申請人は、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間は令和4年1月18日から令和7年1月15日、耕作面積は1万1,663㎡です。納税猶予地は安倉北(地番)他15筆です。また貸付地として、安倉北(地番)の合計17筆を、今回証明いたしました。面積が自作地が1,501.32㎡で、貸付地が1,114㎡の合計1万1,615.32㎡です。署名年月日は令和7年1月15日です。位置図は、53ページ、54ページ、55ページと3ページにわたりますが、こちらを御覧ください。5件目に参ります。50ページを御覧ください。申請人は、(住所)、(氏名)さん。証明する農業経営期間は令和4年2月1日から令和7年1月27日、耕作面積は1,706㎡で、納税猶予地は安倉北(地番)他3筆の合計4筆です。面積は自作地が1,706㎡で、署名年月日は令和7年1月27日です。願出地の内訳といたしましては、安倉北(地番)と(地番)と、また区画整理後の安倉北(地番)の3筆を現状としては証明いたしました。位置図といたしましては、55ページを御覧ください。では、続いて6件目です。申請人は、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間は、令和4年2月23日から令和7年1月31日。耕作面積は1,899㎡で、納税猶予地は中筋(地番)他2筆の合計3筆です。面積は合計で1,899㎡で、証明年月日は令和7年1月31日です。願出地の内訳は中筋(地番)の田と、中筋(地番)の田、中筋(地番)の畑の3筆で、位置図につきましては、56ページと57ページを御覧ください。以上です。

○林会長 説明は終わりました、農業委員、推進委員で、何か御意見、御質問などはございますか。

○林会長 その案件はもうそれでよろしいですか。そうしたら、農業委員、推進委員、ほかに何か御意見ございますか。特にないようですので、次に移ります。報告第63号 相続税の納税猶予に関する引き続き認定都市農地貸付を行っている旨の証明の件を、報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 では、議案書の58ページを御覧ください。報告第63号、相続税の納税猶予に関する引き続き認定都市農地貸付を行っている旨の証明の件。別紙のとおり、租税特別措置法第70条の6第1項の規定を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることを証明したので、報告をします。では、59ページを御覧ください。全部で1件ございます。申請人は、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間は令和4年1月18日から令和7年1月15日。耕作面積は1,114㎡で、今回、申請のあった納税猶予地のうち貸付地、安倉北(地番)1筆の1,114㎡について、証明いたしました。署名年月日は令和7年1月15日です。都市農地貸付を(氏名)さんに行っております。位置図につきましては、60ページを御覧ください。以上です。

○林会長 ありがとうございます。説明は終わりました、農業委員、推進委員で、何か御意見、御質問ございますか。特にないようですので、以上で本日の議案4件、報告6件についての審議等は終了させていただきます。これをもちまして令和7年第2回総会を閉会いたします。

閉会

以上、会議の内容を記載し、相違ないことを認証する

6番（会長） 林 五 郎

3番 阪 上 文 代

4番 小 中 和 正